

区長報告第七号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、損害賠償額の決定を平成二十二年八月二十五日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十二年九月十六日

港区長 武 井 雅 昭

記

一 件 名	芝浦清掃作業所前におけるコンテナの接触による車両損傷事故に係る損害賠償
二 損害賠償額	九万千五百六十七円